第15号様式(第14条関係)

(表)

|  |
| --- |
| 第　　　　号  立入検査員証  　　職氏名  (　　　　年　　月　　日生)  　上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第24条第1項及び第43条第1項の規定による立入検査の権限がある者であることを証明します。  　なお、この証明書の有効期間は、　　　　年　　月　　日までとします。  　　　　　　　年　　月　　日  奈良県知事　　　　　　　　印 |

注　用紙の大きさは、縦6cm、横9cmとします。

(裏)

|  |
| --- |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法(抜粋)  (証明書等の携帯)  第７条　第５条第１項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。  ２　略  ３　前２項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。  （立入検査）  第２４条　都道府県知事は、第１２条第１項、第１６条第１項、第１７条第１項若しくは第４項、第１８条第１項、第２０条第１項から第４項まで又は前条第１項若しくは第２項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。  ２　第７条第１項及び第３項の規定は、前項の場合について準用する。  ３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  (立入検査)  第４３条　都道府県知事は、第２７条第４項（第２８条第３項において準用する場合を含む。）、第３０条第１項、第３５条第１項、第３６条第１項若しくは第４項、第３７条第１項、第３９条第１項から第４項まで又は前条第１項若しくは第２項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。  ２　第７条第１項及び第３項の規定は、前項の場合について準用する。  ３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 |